

別紙

諮問第601号

答 申

## 1 審査会の結論

「〇〇児童相談所が保有する平成〇年〇月〇日に〇〇が1時保護された理由」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1を開示とした決定及び本件対象保有個人情報2から4までを一部開示とした決定において、非開示とした部分については非開示が妥当であるが、別表2に掲げる保有個人情報を本件開示請求に沿う対象保有個人情報として新たに特定し、改めて開示又は非開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った本件開示請求に対し、平成29年6月23日付で東京都知事が行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）及び一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書及び釈明書並びに意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書及び釈明書

重要部分が全て黒塗りであり、また、他にも保有個人情報を保有しているはずであることから、本件開示決定及び本件一部開示決定を取り消すとともに、全ての保有個人情報を特定し、黒塗り部分について開示するよう求める。

## イ 意見書

本件では、一時保護がなされた日の夕方、〇〇が保護者に準ずる者として〇〇警察署に呼ばれた。〇〇が本児の面会及び引渡しを求めたところ、既に児童相談所送りとなったと説明を受けたが、実際に警察署から児童相談所に送られたのはその日の深夜であった。

このように、本件の保護処分は警察の嘘の説明による、保護の名に値しない不当な身柄送致である。この児童相談所送りの理由について、説明はなされていない。

なお、本件に関しては、〇〇警察署内で知人がなぜ本児を〇〇に引き渡さないのかと抗議したものの無視される、本児は児童相談所内で寝る場所がなく風呂場で寝かされる等の事情も存在している。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 別表1に掲げる非開示部分について

##### ア 児童票(2)(その1)中「相談内容」欄

児童票は、児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。)2条で、児童相談所長は、児童票等を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならないと定められていることから作成しているものであり、相談を受理した児童ごとに作成し、一貫した指導・援助の経過を残すことを目的としたものである。

非開示部分には、警察署からの身柄通告理由が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。この点、関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。

当該情報を開示することにより、当該関係機関からの児童相談所に対する信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後同種の相談援助業務において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助業務に支障を

来すおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### イ 指導経過記録票 中「【詳細】」欄

指導経過記録票は、細則12条2項で、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから作成しているものであり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該文書を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

非開示部分には、警察署からの身柄通告理由が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。この点、関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。

当該情報を開示することにより、当該関係機関からの児童相談所に対する信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後同種の相談援助業務において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助業務に支障を来すおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### ウ 一時保護連絡票

一時保護連絡票は、一時保護所での保護が必要となる児童の一時保護先を調整するために作成しているものであり、当該書類には、一時保護した児童の氏名・住所・学校等・相談・保護理由等を記載している。

#### (ア) 「相談・保護理由」欄（上段）

非開示部分（上段）には、児童相談所が一時保護をする際、一時保護連絡票を作成するに当たり使用している相談・保護理由の分類が一覧として記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記非開示部分に記載された内容は、集約した情報を基に、児童相談所が援助方針を決定する過程や基準等に関わるものである。

当該情報を開示することにより、児童相談所が、一時保護の実施に当たり、どのような性質が特に重要であると評価・判断しているかが明らかとなり、一時保護の対象となるべき児童が当該性質を有していないように振る舞うようになり、援助方針に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所における相談援助業務及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### (イ) 「相談・保護理由」欄（下段）

非開示部分（下段）には、警察署からの身柄通告理由が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。この点、関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。

当該情報を開示することにより、当該関係機関からの児童相談所に対する信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後同種の相談援助業務において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助業務に支障を来すおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

#### (2) 対象保有個人情報について

審査請求人は、審査請求書に係る釈明書において、「全ての保有個人情報を出して下さい 他にも保有個人情報を保有しているはずです」と主張している。

しかし、審査請求人側は、警察署からの身柄通告についても疑念があり、保護になったいきさつを改めて確認したい旨述べた上で、本件開示請求を行っており、これに

係る保有個人情報開示請求書に記載された請求の内容は「〇〇児童相談所が保有する平成〇年〇月〇日に〇〇が一時保護された理由」である。実施機関は、このような経緯に鑑み、当該請求が、身柄通告と一時保護処分が別の措置であるという認識の下、当該通告を受けた〇〇児童相談所長がどのような事由・判断を基に一時保護処分を行ったのかについての情報を求める内容のものであると認識し、これに該当する保有個人情報を当該請求に係る対象保有個人情報として特定した上で、本件開示決定及び本件一部開示決定を行った。当該請求内容に合致する保有個人情報は、審査請求人に対し既に開示したものが全てであり、適切に対応している。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月 2日	諮問
平成30年10月23日	新規概要説明（第188回第二部会）
平成30年11月14日	実施機関から理由説明書收受
平成30年11月20日	審議（第189回第二部会）
平成30年12月 6日	審査請求人より意見書收受
平成30年12月25日	審議（第190回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 一時保護について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）6条の3第8項は、非行児童等「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を要保護児童とし、法25条1項は、「要保護児童を発見した者は、これを…都道府県の設置する…児童相談所…に通告しなければならない。」と定めている。

法は、26条1項において、法25条1項に基づく通告があった要保護児童について、児童相談所長は都道府県知事への報告を行う等の措置を採らなければならない旨を定めており、27条においては、この報告があった場合に都道府県が採らなければならない措置として児童福祉司による要保護児童の指導等の措置を掲げるとともに、33条2項において、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。法25条1項に基づく通告があった場合、児童相談所長は、自らの判断により、児童の一時保護を行う。

ちなみに、本件では〇〇児童相談所長が、平成〇年〇月〇日、〇〇警察署から本児が〇〇を行ったとする旨の身柄通告（以下「本件身柄通告」という。）を受け、本児に対し一時保護処分（以下「本件一時保護」という。）を行っている。

なお、実施機関に確認したところ、身柄通告とは、法25条1項に基づく通告のうち、警察等が児童の身柄を伴って行うものをいうとのことである。

## イ 本件非開示情報及び審査会の審議事項

本件開示請求の趣旨は、本件一時保護の理由に当たる保有個人情報の開示を求めるといふものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から4までを特定し、本件対象保有個人情報1については開示決定を、本件対象保有個人情報2から4までについては、同表に掲げる非開示部分がそれぞれ条例16条6号に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、本件開示決定及び本件一部開示決定を取り消し、本件開示請求の趣旨に沿う全ての保有個人情報を特定し、開示すること及び

非開示部分の開示を求めていることから、審査会は、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から4までを特定したことについての妥当性及び本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1から4までには、本件一時保護が必要であると〇〇児童相談所長が判断するに至った理由及び経緯に関する情報が記載されている。

実施機関は、本件開示請求は身柄通告と一時保護が別の措置であるという認識の下、本件身柄通告を受けた〇〇児童相談所長が、どのような事由・判断を基に本件一時保護を行ったのかについての情報を求める趣旨で行われたものであり、これに該当する保有個人情報は、本件対象保有個人情報1から4までが全てである旨主張する。

しかし、法25条1項によれば、児童相談所への通告は、要保護児童の一時保護が行われる端緒の一つであり、本件について審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1中「一時保護の理由」欄には、「〇〇警察より〇〇による身柄通告があり、本児の保護が必要と判断した。」と記載されていることから、本件一時保護は、〇〇児童相談所長が本件身柄通告を通じて把握した事情を一定程度斟酌した上で行われたものといえる。

また、実施機関の説明によれば、本件開示請求の際には、審査請求人側は〇〇児童相談所において、本件身柄通告について疑念があり、なぜ本件一時保護が行われたのかのいきさつを改めて確認したい旨述べていたとのことである。

これらの事情を考慮すると、審査請求人が本件開示請求において求める「〇〇児童相談所が保有する平成〇年〇月〇日に〇〇が1時保護された理由」とは、〇〇児

児童相談所長が本件一時保護を行うに当たり考慮した事実及び判断の過程並びに本児が〇〇を行ってから本件一時保護に至るまでの経緯に関する情報のうち、同措置を行うに際して〇〇児童相談所が取得し、本件開示請求の時点で保有していた本児に係る保有個人情報を求めるものであると解するのが合理的である。

以上を踏まえ、実施機関に確認し、審査会が関係資料を見分したところ、本件対象保有個人情報 1 から 4 までの外、別表 2 に掲げる保有個人情報に本件身柄通告の理由及び経緯が記載されていることが確認され、いずれも本件開示請求の趣旨に沿うものであると認められた。

よって、実施機関は、別表 2 に掲げる保有個人情報を本件開示請求に係る対象保有個人情報として新たに特定した上で、改めて開示又は非開示の判断をすべきである。

#### オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報 1、2 及び 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1、2 及び 4 には、〇〇児童相談所長が本件身柄通告を通じて把握し、本件一時保護を行うに当たり考慮した事由及び判断の経過が記載されている。

本件非開示情報 1、2 及び 4 を開示することにより、関係機関からの児童相談所に対する信頼を損ない、今後同種の相談援助業務において情報提供等の協力が得られなくなるなど、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1、2 及び 4 は、条例 16 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

##### (イ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、一時保護の対象児童が該当し得る相談・保護理由の一覧が記載されている。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について分析・集約した上で、相談援助活動を実施しているとのことであり、本件非開示情報 3 は、こうして集約された情報に基づき、児童相談



所が援助方針を決定する際の過程や基準に関わるものであるとのことである。

本件非開示情報3を開示することにより、児童相談所が、一時保護の実施に当たりどのような事由が特に重要であると評価・判断しているかが明らかとなり、一時保護の対象となるべき児童が当該事由を備えていないかのように振る舞うことで、援助に関する適切な判断が困難になるなど、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報

本件対象 保有 個人情報	対象保有個人情報	処分 内容	非開示部分	本件 非開示 情報
1	一時保護決定通知書	開示	—	—
2	児童票（2）（その1） 中「相談内容」欄	一部 開示	「相談内容」欄の一部	1
3	指導経過記録票中 平成○年○月○日 ○時○分付けの部分		「【詳細】」欄の一部	2
4	一時保護連絡票中 「相談・保護理由」欄		「相談・保護理由」欄 （上段）	3
			「相談・保護理由」欄 （下段）の一部	4

別表2 保有個人情報

保有個人情報
児童通告書
指導経過記録票 中 平成○年○月○日○時○分付けの部分